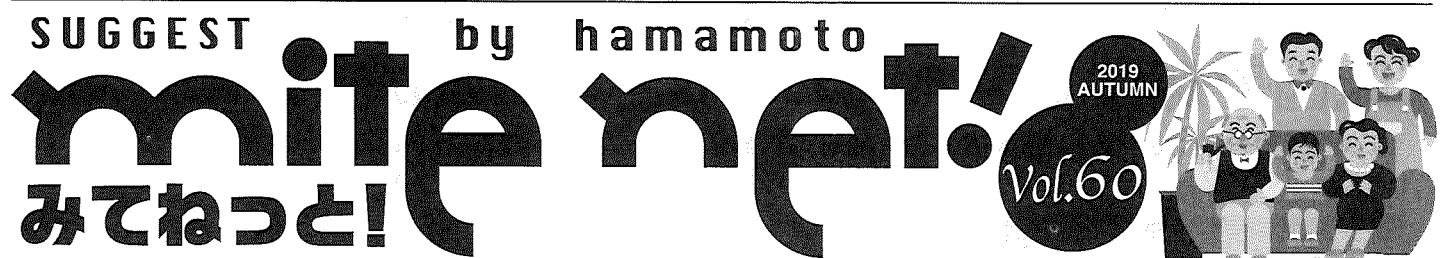


SUGGEST

2019
AUTUMN

Vol.60

傷病手当金ってどんな制度？

『もし病気やケガで、長期間仕事ができなくなったら家族の生活はどうなるんだろう？』そんなことをふと考えたことありませんか？

そんなとき、家族の生活を助け、強い味方となってくれるのが健康保険（国民健康保険を除く）の傷病手当金制度です。病気やケガのために仕事を休み、事業主から十分な報酬が受けられなくなった場合に支給されます。

■支給される条件

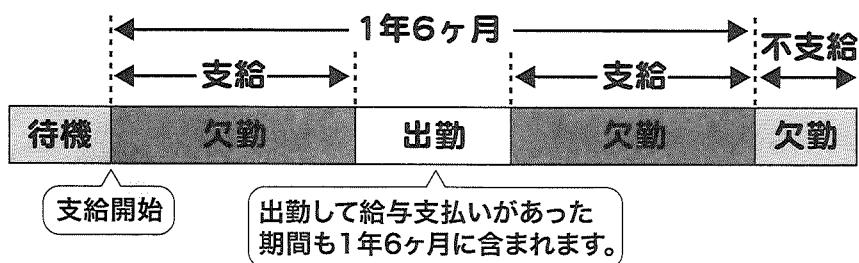
健康保険（国民健康保険を除く）の傷病手当金は次の(1)から(4)の条件をすべて満たしたときに支給されます。

- (1) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- (2) 仕事に就くことができないこと
- (3) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- (4) 休業した期間について給与の支払いがないこと



■支給される期間

傷病手当金が支給される期間は、支給開始日から最長1年6ヶ月です。1年6ヶ月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合は、1年6ヶ月から復帰期間を除いた日数が支給対象となります。また、支給開始後1年6ヶ月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されません。



■支給される傷病手当金の額

1日あたりの傷病手当金の計算式は次のとおりです。おおよそ給与（標準報酬月額）の2/3の金額が健康保険から支給されます。

支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額の平均額 ÷ 30日 × 2/3

■まとめ

このように、傷病手当金は病気やケガで働けなくなり給料がもらえなくなった時に、原則として1年6ヶ月間、給与（標準報酬月額）の2/3が支給される制度です。しかしながら、自営業者など国民健康保険に加入している方は傷病手当金の対象となりません。また、会社員や公務員などの傷病手当金の対象者であっても、以下のような問題点を抱えることになります。

- ・傷病手当金の支給を受けても収入が2/3に減少する
- ・傷病手当金では1年6ヶ月を超える長期療養に対応できない

病気やケガで働けなくなったときの収入減少に備えるには、お手軽な保険料でご家族の生活費をカバーする収入保障保険や就業不能保険への加入が有効です。収入減少への備えを検討したいお客様は、弊社担当者までお気軽にお声掛け下さい。

事故トピック

「火災保険」と言っても、実は「火災以外の事故」が原因で保険金をお支払いしている方が多いんです！

火災保険の保険金支払実績(事故件数ランキング)を見てみると水災・風災・雪災などの自然災害や水濡れなどの日常のアクシデントが火災よりもずっと上位にあります。住まいを守るために幅広い備えが大切です。

実際のデータで必要な備えを考えましょう！

事故件数ランキング

第1位	水災・風災・雪災など
第2位	不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)
第3位	漏水などによる水濡れ
第4位	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など
第5位	落雷
第6位	盗難による盗取・損傷・汚損
第7位	火災

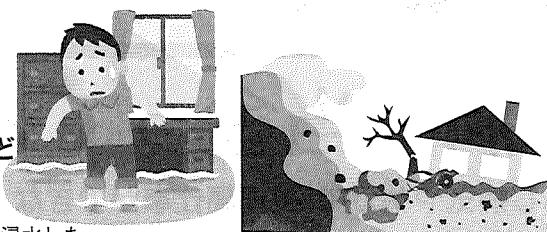
※損保ジャパン日本興亜2016年度個人用火災総合保険保険金支払実績

事故件数1位

水災・風災・雪災など

事故例

- ・集中豪雨で自宅が床上浸水した
- ・豪雨により土砂崩れが発生し、家が全壊した



事故件数2位

不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)

事故例

- ・物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した
- ・子供同士が遊んでいてテレビにぶつかり、画面が割れた



生保トピック

損害保険、生命保険の保険料と消費税

10月に消費税が10%に引き上げられました。それに伴い「保険料も上がったのですか？」というご質問をお客様からいただきます。結論から申しますと保険は非課税取引となっており、自動車保険や火災保険などの損害保険も終身保険や医療保険の生命保険も保険料には消費税は含まれておりません。もちろん、既に契約している保険の保険料も同じです。しかし、実際に消費税が5%から8%に増税された2014年10月には大手損保各社が自動車保険の保険料を値上げしました。今回も自動車の修理費など支払保険金の増加が見込まれることから2020年1月に値上げを予定しているとのことです。

増税等々による物価の上昇、国内景気の悪化など家計への影響も大きくなることが考えられます。このような大きな環境の変化が訪れる際には、弊社のファイナンシャルプランナーによる無料相談をご活用下さい。

経験豊富な弊社プランナーが金融・資産管理のプロとしてお客様のお話しを丁寧にお伺いしてライフプランニングを行います。お気軽に声掛け下さい。



見直してください あなたの暮らしの保障
浜本保険株式会社

■本社
社／兵庫県加西市北条町横尾313-1 A-NOVA SANWA BLDG 1F
TEL.0790(42)1223㈹ FAX.0790(43)1205
■高砂営業部／兵庫県高砂市荒井町御旅2丁目1番1号
TEL.079(442)3515㈹ FAX.079(442)3054
■HAMAMOTO CONSULTING OFFICE
兵庫県姫路市北条梅原町119北条梅原350ビル
TEL.079(225)5551(代) ☎ 0120(920)903

